



食品微生物検査法の国際調和とその動向

近年の食品流通のグローバル化に伴い、食品の安全性評価のため、食品微生物に関する国際基準への統一化が急務となっています。

「食の安全を確保するための微生物検査協議会」発行の定期通信によれば、

「我が国の食品における微生物試験法は、今後ISO法に準拠するか、国際的に妥当性確認が行われていると認知されるような妥当性確認の行われた試験法を整備してゆくことが必須である。これまで国内では、このような対応が遅れており、妥当性確認という考え方や国際協調性を考慮した試験法を整備を早急に進めていかなければならないのが現状である。現在、国立医薬品食品衛生研究所の標準法検討委員会が中心となり、微生物試験法における妥当性確認の考え方の普及並びに国際的に認められる妥当性確認が行われた標準試験法を整備が進められているところである」

述べられています。

2015年3月31日改訂「食品衛生検査指針 微生物編2015」では、上述の国際整合性の考え方が取り入れられており、妥当性確認（バリデーション）された試験法が採用されています。

収載されている試験法は、下記4種類に分類できます。

1. 食品の規格基準に基づく試験法、通知法（いわゆる公定法）
2. 国際的標準法：ISO法、FDA BAM法
3. 国際整合性を考慮し国内でバリデートされた試験法：NIHSJ法
4. 第三者認証機関により認証された試験法：コンパクトドライ、ペトリフィルムなど
（第三者認証機関：MiroVal、NordVal（欧州）、AOAC（米国））

国際整合性を図る観点から、平成27年7月29日に厚生労働省から「食品、添加物等の規格基準に定めるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正」が通知（食安発0729第4号）され、平成28年1月29日より適用されています。

出典

特定非営利活動法人 食の安全を確保するための微生物検査協議会

定期通信第17号 食品の微生物試験法の現状と今後の展開 五十君静信(同協議会 副理事長)

検査内容、お見積りなど、お気軽に営業部までお問い合わせ下さい。



〒556-0001 大阪府大阪市浪速区下寺3-11-14 担当：営業部

TEL：06-6648-7157 FAX：06-6636-9266

E-Mail：toholab@toholab.co.jp HP：<http://www.toholab.co.jp>

フリーメールアドレス(G-MailやYahoo mail等)には、社内セキュリティにより返信できません。

発信アドレスは、所属機関やプロバイダーのメールアドレスをご使用ください。

TOHO Biological Laboratories Co.,Ltd. ISO9001認証取得



■許認可・登録

- ・登録衛生検査所（微生物）
- ・建築物飲料水水質検査業
- ・環境計量証明事業登録
- ・厚生労働省登録水質検査機関
- ・温泉成分分析機関
- ・食品衛生法登録検査機関